

令和5年度毒物劇物取扱者試験について(受験案内)

1 試験日時

令和5年8月24日(木)午後1時30分から午後4時まで

2 試験場所

高知城ホール(高知市丸ノ内2丁目1番10号)

3 試験の種類

次のうち、いずれか1つを選んで受験すること。

- (1) 一般毒物劇物取扱者試験
- (2) 農薬用品目毒物劇物取扱者試験
- (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験

4 試験科目及び時間配分

- (1) 筆記試験 午後1時30分から午後3時00分まで(90分)

ア 毒物及び劇物に関する法規

イ 基礎化学

ウ 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法

- (2) 実地試験 午後3時30分から午後4時00分まで(30分)

毒物及び劇物の識別及び取扱方法

なお、上記(1)ウ及び(2)の毒物及び劇物は、農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては同規則別表第2に掲げる劇物に限る。

※実地試験は、記述式の方法による。

5 提出書類

次の書類各1通を提出すること。

なお、「消せるボールペン」で記載した書類については、受理しない。

- (1) 毒物劇物取扱者試験受験願書(毒物及び劇物取締法施行細則第2号様式)
- (2) 戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書(発行日から6か月以内のものに限る。)ただし、日本国籍を有しない者にあつては、国籍が記載された住民票の写し(発行の日から6か月以内のものに限る。)
- (3) 写真

出願前6か月以内に撮影した縦7cm、横5cmの大きさの上半身脱帽のもので、裏面に氏名を記載すること。

- (4) 受験手数料

10,500円(相当額の高知県収入証紙を受験願書に貼付すること。)ただし、汚損又は消印をした高知県収入証紙は無効となるので注意すること。

なお、高知県収入証紙は、高知県会計管理局のホームページ(<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/180101>)を参考に購入すること。また、郵送での販売に対応している売りさばき所もあるため必要に応じて利用すること。

6 願書用紙の入手方法

- (1) 直接、県薬務衛生課又は各福祉保健所（高知市保健所を除く。）で受け取る。
- (2) 県薬務衛生課ホームページ（<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/131901/>）からダウンロードする。
- (3) 上記の方法で入手できない場合は、送付先を記載した封筒（角型2号）に返信用切手を貼付したものを同封のうえ、県薬務衛生課へ申し込む。

7 願書等の提出

- (1) 提出方法
直接持参又は郵送すること。郵送の場合は、必ず簡易書留で送ること。
- (2) 提出先
〒780-8570
高知市丸ノ内1-2-20 高知県健康政策部薬務衛生課（TEL088-823-9682）
- (3) 提出期間
令和5年7月3日（月）から同年7月14日（金）までとする。
 - ・直接持参の場合の受付時間は（土曜日、日曜日及び祝日を除く）午前8時30分～12時、午後1時～午後5時15分とする。
 - ・郵送の場合は、書類が完備されているものに限り、令和5年7月14日（金）付け消印まで有効とする。

8 受験票の送付

受験票は、令和5年8月7日（月）頃に投函し、郵送（普通郵便）により交付する予定。

令和5年8月17日（木）までに受験票が届かない場合は、県薬務衛生課まで問い合わせること。

9 合格者の発表等

合格者の受験番号を、令和5年9月26日（火）午前10時に高知県庁に掲示し、県薬務衛生課ホームページにも掲載するとともに、合否について直接本人あてに通知する。また、合格者には合格証を交付する。なお、電話等での合否の問い合わせは受け付けない。

10 試験結果の開示

個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第69条第2項第1号及び高知県個人情報保護に関する法律施行細則（令和5年高知県規則第18号）第27条の規定に基づき、試験結果について受験者本人に限り、下記のとおり口頭により開示を求めることができる。

なお、電話等での開示請求は受け付けない。

- (1) 開示内容 総合得点及び科目別得点
- (2) 開示期間 令和5年9月26日（火）から同年10月26日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）
開示時間は、令和5年9月26日（火）
午前10時～12時、午後1時～午後5時15分、
令和5年9月27日（水）以降
午前8時30分～12時、午後1時～午後5時15分

- (3) 開示場所 高知県健康政策部薬務衛生課内（県庁4階）
- (4) 必要書類 受験者本人であることを証明する書類（受験票及び運転免許証等）

11 その他

- (1) 県が受験に関する書類を受理した後は、書類及び受験手数料は返還しない。
- (2) 別添「令和5年度毒物劇物取扱者試験における新型コロナウイルス感染症等への対応について」を十分確認のうえ、受験すること。

令和5年度毒物劇物取扱者試験における 新型コロナウイルス感染症等への対応について

受験にあたっては以下の内容を十分確認のうえ、受験してください。

(1) 試験の実施について

新型コロナウイルス感染症や自然災害等の影響により、試験が延期又は中止になることがあります。試験の実施に関して何らかの変更が生じた場合は、高知県健康政策部薬務衛生課のホームページ (<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/131901/>) を随時更新してお知らせしますので、定期的にご確認ください。試験の実施が困難な状況と判断し、試験の延期又は中止等をする場合、出願者への個別連絡は行いませんので、ご注意ください。

(2) その他注意事項

- ・こまめな手洗い、咳エチケットをお願いします。
- ・マスクの着用は個人の判断でお願いします。
※咳などの症状のある方にはマスクの着用をお願いすることがありますので、ご協力ください。
- ・試験当日に次の事項に該当する方については、受験をお控えいただくようお願いします。
 - ア 新型コロナウイルスの感染症など（学校保健安全法で出席停止が定められている感染症）に罹患し治癒していない方。
 - イ 風邪の症状、発熱、倦怠感（強いだるさ）、呼吸困難（息苦しさ）などの症状があつて新型コロナウイルスの感染が疑われる方。
- ・検温をさせていただくことがありますので、ご協力をお願いします。
- ・試験前日の午後3時以降に必ず高知県健康政策部薬務衛生課のホームページをご確認ください。

細則第2号様式

令和 年 月 日

高知県知事 様

本 籍

住 所 〒

ふりがな
氏 名

年 月 日 生

電 話 番 号

毒物劇物取扱者試験受験願書

() 毒物劇物取扱者試験を受けたいので、関係書類を添えて提出します。

注 () 内には、一般、農業用品目、特定品目の別を記入してください。

記入例

細則第2号様式

高知県知事 様

受験願書の提出年月日を記入すること。
(願書受付期間内)

令和5年 ○ 月 ○ 日

戸籍に記載されている本籍地の都道府県名のみを記入すること。(日本国籍を有しない場合は、国籍を記入。)

住所は、市(区)町村名、字、番地(マンションの名称、室名、○○様方)まで正確に記入すること。
※受験票はこの住所に送付する

本 籍 ○ ○ 県
住 所 〒○○○-○○○○
高知市丸ノ内1-2-20

戸籍に記載されている文字を使用し、必ずふりがなを記入すること。

ふりがな こうち たろう
氏 名 高知 太郎

平日の8時30分~17時15分の間に連絡が可能な電話番号を記入すること。

○○年 ○月 ○日 生
電 話 番 号 ○○○-○○-○○○

生年月日を記入すること。

毒物劇物取扱者試験受験願書

(○○○○) 毒物劇物取扱者試験を受けたいので、関係書類を添えて提出します。

受験する種別(一般、農薬用品目、特定品目)の別を記入すること。

注 () 内には、一般、農薬用品目、特定品目の別を記入すること。

高知県収入証紙 貼付箇所